

# 入院費のご案内

2025年4月1日

## 1. 70歳以上の方の自己負担限度額

70歳以上の方の1ヶ月の入院費(食事療養費、個室料等を除く)の自己負担限度額は下表となります。

区 分		負担割合	自己負担限度額	一般病棟 食事療養費(1食)	療養病棟 食費(1食)、居住費(1日) ※4
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	3割	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% <b>多数該当(140,100円)</b>	510円※6	① 一般の方 食費 ※6 510円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方 ※2	3割	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% <b>多数該当(93,000円)</b>		
	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方 ※2	3割	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <b>多数該当(44,400円)</b>		
一般	課税所得 145万円未満の方	2割 (1割)※5	57,600円 <b>多数該当(44,400円)</b>		居住費 ※6 370円
住民税非課税	区分Ⅱ 住民税非課税世帯 ※1	2割 (1割)※5	24,600円	240円  (190円 ※3)	② 市町村民税非課税の 世帯に属する方等 (③、④以外の方) 食費 (240円 (190円 ※3)) 居住費 ※6 370円
	区分Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) ※1	2割 (1割)※5	15,000円	110円	③ ②のうち所得が一定の基準に満たない方等で 医療の必要性の低い方 食費 140円 居住費 370円
					④ ②のうち所得が一定の基準に満たない方等で 医療の必要性の高い方 食費 110円 居住費 0円

※1 限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方(市町村窓口申請必要)

※2 限度額適用認定証が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合がありますので交付申請手続きをする必要があります。

※3 過去1年間の入院期間が90日超える入院(長期該当者、別途申請必要)

※4 療養病棟に入院されている65歳以上の方は、診療費負担額及び食費に加えて居住費(光熱水費)の費用が必要となりますので、ご了承願います。

※5 課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上の方は、窓口負担割合が2割となります。

※6 指定難病患者については一般・療養病棟共に1食300円のみとなります。(居住費不要)

◆高額長期疾病患者(人工透析が必要な慢性腎不全等)の自己負担額は、10,000円です。

## 2. 70歳未満の方の自己負担限度額

70歳未満の方は、原則3割負担ですが事前申請により高額な医療費(支払額)が軽減されます。

1ヶ月の医療費(食事療養費、個室料等を除く)が一定の額(下表)を超える場合、病院会計窓口での支払いを自己負担限度額にとどめる制度です。事前に、加入している健康保険証の発行機関へ「限度額適用認定証」の交付申請手続きをする必要があります。

また、事前申請されない場合は、精算後に加入している健康保険への申請により還付を受けることも可能です。

「限度額適用認定証」は、1階総合受付または各病棟事務担当者までご提示ください。

なお、ご提示がない場合は、従来の負担額にて請求となりますのでご注意ください。※申請月からの適用となりますので、ご注意ください。

区 分	自己負担限度額	食事療養費 (1食)
区分ア 年間所得901万円超の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <b>(多数該当 140,100円)</b>	510円  ※指定難病患者・小児慢性特定疾病児童は300円
区分イ 年間所得600~901万円の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <b>(多数該当 93,000円)</b>	
区分ウ 年間所得210~600万円の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <b>(多数該当 44,400円)</b>	
区分エ 年間所得210万円以下の方	57,600円 <b>(多数該当 44,400円)</b>	
区分オ 住民税非課税の方	35,400円 <b>(多数該当 24,600円)</b>	240円 (190円 ※1)

※1 過去1年間の入院期間が90日超える入院(長期該当者、別途申請必要)

◆高額長期疾病患者(人工透析が必要な慢性腎不全等)の自己負担限度額は、10,000円(上位所得者は、20,000円)です。

## 3. 同一の疾病または負傷により、当院及び他院を含めた入院期間(「包括評価」による算定期間を除く)が180日を超えた場合は、入院料の一部が1日につき次のとおり自己負担となります。(ただし、一般病棟に限る。)

保険外併用療養費 入院期間が180日を超える入院	
2,376円	(消費税込)

※病状等により保険給付の対象となる場合もあります。詳しくは各病棟事務担当にお問い合わせください。

## 4. 更生医療、育成医療、特定疾患等の公費負担医療の場合は、医療券等に定められた一部負担金をお支払いいただくことになります。